

議案第 85 号

勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 3 月 1 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

仕事と家庭の両立を推進することを目的として本市職員の休暇等の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

勝山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年勝山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項</u>の規定に基づき、勝山市職員(地方公務員法第57条に規定する単 純な労務に雇用される一般職に属する職員及び地方公営企業等の 労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定す る職員のうち地方公営企業に勤務する職員を除く。以下「職員」と いう。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めること を目的とする。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、次に掲げる職員について、始業及び終業の時刻につ いて、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ること</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項</u>の規定に基づき、勝山市職員(地方公務員法第57条に規定する単 純な労務に雇用される一般職に属する職員及び地方公営企業等の 労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定す る職員のうち地方公営企業に勤務する職員を除く。以下「職員」と いう。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めること を目的とする。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、次に掲げる職員について、始業及び終業の時刻につ いて、職員の申告を考慮して、当該職員の勤務時間を割り振ること</p>

が公務の運営に支障がないと認める場合には、**第2項**の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる

(1)・(2) (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇**及び介護時間**とする。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する____を除く。)内において1日の勤務時間__一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(新設)

が公務の運営に支障がないと認める場合には、**前項**の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる

(1)・(2) (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、**介護時間及び子育て部分休暇**とする。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する**期間**を除く。)内において1日の勤務時間**①**一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第23条の規定にかかわら

(病気休暇、特別休暇、介護休暇**及び介護時間**)の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇**及び介護時間** については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

ず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、**介護時間及び子育て部分休暇**の承認)

第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、**介護時間及び子育て部分休暇**については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。